区のお知らせ

足立区
企画室
☎(882)1111

人口調べ
(昭和43年2月1日現在)

世帯	156,184
男	274,945
女	261,488
計	526,433

(前月より1,049人増)

無料一般家事相談

日常の家庭生活上、心要なことがらやいろいろな手続などについて、毎日午前9時～午後4時（日・祭日は除く）土曜は午前中、区の専門職員が相談にのります。場所は区役所1階相談室。

千住地区に新住居表示

三月三十一日から実施

住所変更手続をお忘れなく

今月三十一日から、第十一次の住居表示が実施され、千住地区の次の町区域が変ります。

《町区域が変わる区域》――千住東町、千住緑町の全部で、新たに千住東一丁目、千住東二丁目、千住緑町となり、所番号がつけられました。

《番地だけ変る区域》――千住関屋町、千住旭町、柳原一・二丁目、日ノ出町、千住宮元町、千住竜田町、千住大川町、千住柳町については、町名と町区域は変わらず、これまでの番地に代わって、街区符号、住居番号を用いて、街区符号、住居番号が付けられます。

今回の表示区域は、約二・五平方キロメートル、およそ一万一千戸が新しい住居の表示に変わるわけです。これで、区の住居表示実施率は、実施予定面積の六五・六パーセントになりました。

新しい住居表示になったとき、区役所や郵送などの公簿は、役所自体で書き換えますが、次のものは、本人が住所変更手続をしていただかねばなりません。

土地・建物などの登記物件所有者（代表者）、自動車所有者、運転免許証保持者、社会保険加入の事業主、外国人、国民健康保険被保険者証・国民年金手帳保持者のかたは、それぞれの所管先に届けをお出しください。

住居表示についてのお問い合わせは、区役所住居表示課へどうぞ。内線　三四五・三四六

第11次住居表示実施区域略図

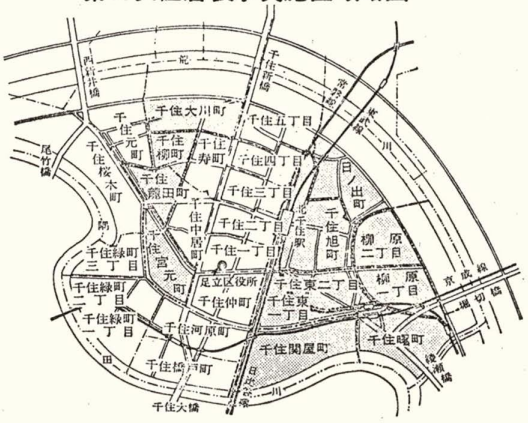

千住の都電廃止

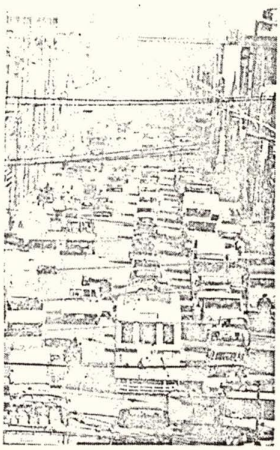

長い間、都民の足として親しまれてきた都電も、時代の流れとともに、つぎつぎとその姿を消しています。区内でも二十一系統（水天宮―千住四丁目）のうち、千住四丁目―三の輪橋間（二・七七六キロメートル）が、去る二月二十四日限りで廃止されました。

この区間を都電が走りだしたのは、昭和三年七月二十四日でちょうど四十年間走りつづけてきたわけです（二十一系統の開設は、下車坂―坂下四丁目間が最初で、明治四十一年六月十六日開通、その後、除々に伸び、水天宮―千住四丁目間が結ばれていたもの）。

この都電の廃止に際し、地元沿線の人々が「長い間ご苦労さまでした」と、盛んの集いを開き、最終電車の運転手・車掌さんに、花束を送りました。

写真　走っていた都電も、区内では、もう見られなくなりました。

事前に届出や相談を

屋外広告や浄化そうの設置

代替バスのご利用を

都電が廃止された区間には、代替バスを運行し、都電の定期券で、有効期間中そのまま乗車できます。また、引続き、都電定期と同額の特定定期券をお求めになれば、廃止後一年間に限り代替バスをご利用になれます。くわしくは都交通局（二一六―一四一一）か、お近くの自動車営業所へ。軍のラッシュにはさまれて見られなくなりました。

ドブ板を渡すとき

みなさんの家のまわりに、用水路やドブなど、公共溝渠（こうきょう）のあるところがありますが、この上に、やぐを得ず橋をかけたりするときは、区長の許可が必要です。

また、鉄骨や木材など大きな物や重い物を、柵渠（さっきょ）の上に乗せますと、路肩がくずれたりゴミが落ちて水の流れを悪くしますので、ぜったいに置かないでください。

屋外広告を出すとき

都と区では、都市の美観や交通上の面から、屋外広告物についていろいろな制限をしています。

たとえば、アドバルーン・広告塔・広告板・立看板・ポスター・はり紙など（商店の看板で小さなものなど特別にきめられたものは除く）は、すべて知事または区長の許可がなければ、屋外に出せません。

▽広告物を出せない場所

住居専用地区、美観・風致地区、史蹟・名勝、保安林、公園、墓地、道路や鉄道の沿線で一定の距離内にはいる区域など。

▽広告物を出せない物件

高架の鉄道・道路、橋、街路樹など、広告物をつけられると美観を害されるもの。

このほか、色や大きさについても制限がありますので、これから広告物を出そうとなさるかたは、必ず都または区へ許可の申請をしてください。（注・昭和三十八年八月二十二日から、違反のポスターは紙については、見つけしだい知事（または知事から委任されたもの）がはがせるようになっています）

浄化そう設置のとき

家を建てるとき、汚物の浄化そうをつけない場合は、区役所土木部管理監理係へ必ずご相談ください。

浄化そうの設置については、都市衛生上いろいろな規制があります。これをぐわない浄化そうは汚物が完全に処理されないまま下水に流れたり、悪臭を発して、隣り近所に非常に迷惑をかけます。

この根本的対策は、下水道の完備にあるわけですが、千住地区には、四十四年度中に完成の予定です。しかし荒川以北地区は、いましばらく歳月がかかりますので、これから浄化そうを設けようとするかたは、特にご注意ください。

くわしくは、区役所土木部管理課監理係　内線四一一～四

夢がいつぱい

働く若い女性の講座

去る二月十九日から四日間、区役所七階の会議室で開かれた「働く若い女性のための講座」には、定員一〇〇名をはるかに上回った人たちが参加し、生活・恋愛・結婚・職業などについて、熱心な勉強が行なわれました。写真は楽しかった講座の風景。ご希望のかたに、この写真をさしあげます。企画室広報（内線七一二）へどうぞ。

学童交通事故から新児守りましょう

新入学児童をおもちの乙家庭では、喜びと不安のうちにその準備をされていることでしょう。児童にとっては、集団生活という新しい環境にはいってゆくわけですが、父兄のみなさんは、細かい注意をはらうと同時に、お子さんが神経質にならないようにご留意ください。

まず、自分のことは、自分でするよう習慣づけ、読み書きは、自分の名前と住所が書ける程度十分なるよう、ご協力ください。

登下校には、細心の注意をはらい、とくに危険な道路では、安全を確かめてから横断をするよう、繰り返しご教え、安全意識を身につけさせましょう。

多い学年末の非行

警視庁では、いま春の防犯強化期間として少年非行・侵入盗犯の防止を重点に運動を進め、みなさんのご協力を求めています。

昨年三月中、区内で犯罪や不良行為で補導された少年は、約二百人もありました。

三月は、卒業、入・進学、就職などを控え、青少年の気持も落ちつかない時期です。親子がなんでも話し合えるような場をつくり、道を誤まらせないよう心がけましょう。

また、暖かくなるにつれて、外出する機会も多くなり、家を留守にしがちですので、空巣などには十分ご注意ください。

毎月第三日曜日は

家庭の日

掲示板

入居募集

地元割当都住

都営住宅の地元割当（足立区民分）の入居申込み受付けを、次のとおり行ないます。

用紙の交付　期間―三月十一日（月）～十六日（土）、場所―足立区役所区民課（一階）・第二庁舎（旧梅島支所）・各出張所、持参するもの―米穀通帳（これは三月一日から新しくなりましたので、特にご注意ください。新通帳は、あなたの登録してあるお米屋さんにあります）。

申込み期間―三月十一日（月）～三月十九日（火）

申込み場所―足立区役所区民課（持参するか郵送する）

抽せん日―三月三十日（土）

区立産業振興館で

申込み資格―①足立区に住民登録をしていること　②申込み人のほかに、いっしょに入居する親族（婚約者を含む）があること　③住宅に困っていること　④家族の年収が定められた範囲内であること。ただし、ことし一月公募の入居当せん者は、申込みで一種（保本問）一〇二戸。第二種（保本問）一六一戸、合計二六三戸です。

足立史談会発足

このほど、郷土愛愛好家のみなさんのご熱望が実り、去る三月二十五日足立史談会が発足しました。これは、時の流れや町の発展、世情の動きにつれ、由緒ある有形無形の貴重な遺産が、散失消滅の危機にさらされているため、これを愛護し、先人の労苦や文化伝承などを正しく後世に残そうとするものです。

入会ご希望のかたは、史談会会長羽田栄太（島根小学校長）まで。

電話　八八四―〇二二―二

電報配達用紙変更

日本電信電話公社では、広範囲な配達区域の配達のスピード化をはかるため、一部の電話局からも直接お届けすることにしました。この時の用紙が特殊なものとなるわけです。

東京湾へどうぞ

都では、東京港についての新しい知識と重要性を、みなさんに知っていただこうと、東京港めぐりを無料で行なっています。

運行期間は、三月～十一月。船は「しののめ丸」（五十四トン）定員　おとな七十七名。小学四年生以下一三〇名。所要時間約二時間。

お申込みは、都港湾一部庶務課、電話二二一五一一　内線四四二二

名前を確かめて

選挙人名簿の縦覧

区選挙管理委員会では、三月日現在で、新しく満二十歳になったかたや、最近住所を移転したかたなどの申し出により、追加の選挙人名簿を作り、次の期間中、みなさんにお見せします。

○縦覧期間　三月十一日（月）～二十日（水）まで

○場所　区役所出張所、または区選挙管理委員会（区役所三階）

○時間　毎日、午前八時三十分から午後五時まで。ただし、出張所の場合、土曜日は正午まで、日曜・祭日は休みます。

建ぺい率が変わりました

最近、違反建築がめだってふえ、大きな社会問題となっています。これに対し、国や都・区では、いろいろと防止対策を講じていますが、このほど、建築基準法の一部が改正され、区内の建ぺい率が変わりましたので、お知らせします。

建築は建ぺい率を確かめてから

今回、建ぺい率が指定変更された地域・地区は、次のような種類によって、その制限内容が異なります。あなたの住んでいる場所、あるいは、これから家を建てようとするかたは、どんな地域・地区かを、よく確かめておきましょう。

基準法の実施日は……

これが施行される日は、容積地区については昭和43年5月14日から、そのほかの地域・地区は同年3月5日からです。

用途地域とは……

住居・商業・準工業・工業・緑地の各地域と、小売店舗・第2種特別工業地域とがあります。これは、いろいろな用途の建物が入りまじっていたのでは、生活環境がよくありませんので、用途別に建物を区分しようとするものです。

これまでに、現状にそぐわない場所もでてきたので、今回部分的に変更しました。

空地地区とは……

住居地域内に指定されるもので、日当りや風通しを確保するのが目的です。これには、第1種から第5種（延べ面積制限）と第6種から第9種（建て面積制限）の9種類があり、区内には、第3・第4・第5・第9種の地区指定があります。たとえば、第3種地区では延べ面積で4割、すなわち、1・2階の床面積を合わせて敷地の面積の4割しか建てられませんでした。それが、第8種空地地区に変った場合、一階の建築面積が敷地面積の4割まで建てることができます。このように第3・第4・第5種空地地区（延べ面積で4割・5割・6割までしか建てられない）に指定されていた地区が、一部を除いて第8・第9種空地地区（建て面積で4割・5割まで建てられる）に変更されました。

また、いままで、第9種空地地区だったところは、大部分が準防火地域になりました。したがって、第8・第9種空地地区内の制限と、住居地域としての建ぺい率（敷地面積から30平方メートルを引いた6割の建て面積）制限とがあり、比較していずれか小さい方の数が、その場所の建てられる面積の限度となります。

高度地区とは……

今回新しく指定されたものです。これまでは、延べ面積制限の空地地区で、建物の高さも合わせて制限されていたものが、建て面積制限に変わったため、日当りや風通しを確保していた空地地区の意味がなくなってしまいますので、この制度を併用するものです。すなわち、建物の高さの最高限度を定めたもの（第1図）で、第1種から第3種まであります。

容積地区とは……

この制度は、昭和38年から施行され、堤南地域には、すでに指定されています。今回堤北地域にも指定されました。

これまで、住居地域では20メートル、その他は31メートル以上の高い建物を建てることができませんでした。しかし今回の指定により、絶対高の制限がはずされ、敷地面積に対する建物の延べ面積の割合（容積率）によって規制されることになりました。ただし、道路による斜線の制限は受けます。

この地区は、第1種から第10種までであり、区内には、第2・第3・第4・第5・第8種の指定地区があります。

たとえば、第4種地区（第2・3図）としますと、敷地面積の4倍の床面積の大きさの建物が建てられるわけです。したがって、建て面積を小さくすれば、その割合に応じて上に高く伸ばすことができるわけです。しかし、前面道路の幅が、12メートル未満の場合は、その容積率は、その道路幅の10分の6かけの数の容積となります。

第1図　高度地区の種別とその制限

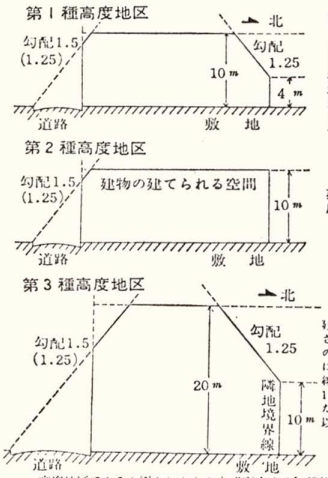

高度地区であるか否かにかかわらず存在する一般的な斜線制限（図の左側に示してある）は、住居地域の場合と、商業地域、準工業地域、工業地域の場合とでは異なりますので、住居地域の場合を（　）内に示しました。高度地区における斜線と高さの制限（図の右側に示してある）は、すべての用途地域に共通です。

第2図　同じ容積率で建てられるいろいろ

（第4種容積地区で前面道路の幅員が12m以上の場合）

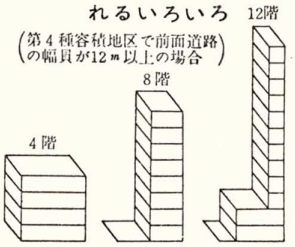

第3図　容積地区の斜線制限

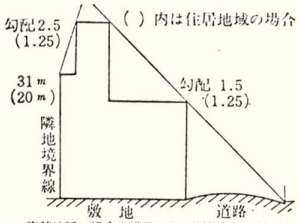

容積地区の場合も道路からの斜線制限と隣地境界線からの斜線制限とがあります。斜線は住居地域の場合と、商業地域、準工業地域、工業地域の場合とでは異なりますが、いずれにしても、建物はこの斜線内におさめなければなりません。

準防火地域とは……

建て面積制限が6割（商業地域では7割）となるかわり、外壁がモルタル塗りなどの防火構造が義務づけられます。ただし、大規模な建築物の場合は、準防火地域でも耐火（おもに鉄筋コンクリート）・簡易耐火（軽量鉄骨など）構造にしなければなりません。

お問い合わせは直接窓口へ

以上が改正内容のあらましですが、これらの制限措置が、同じ場所であっても、その制限目的によって、重ねて適用される場合もあります。したがって、それらが総合的に判断されたとき、正しい建ぺい率がだされるわけです。

細かい正確な内容につきましては、区役所の建築課へ直接おいでになって、地図などを見ながら確認してください。なお、電話でのお問い合わせは、まちがいも起こりやすいためお答えしていませんので、ご了承ください。

所得税の確定申告三月十五日までに

所得税の確定申告と納期は、三月十五日までです。期限間近になるとたいへん混雑しますので、お早めにお願いします。また、所得税第三期分を納期内に完納することが困難なかたは、延納の制度をご利用ください。

昭和四十三年度分所得税について、青色専従者給与を必要経費に算入されるかたは、「青色専従者給与に関する届出書」を、三月十五日までに、忘れずにお出しください。足立税務署　八八八一六二四一

経済モニター募集

都民のくらしの実態を調査し、要望や意見をできるだけ今後の経済行政に反映しようと、設けられているのが、この経済モニター制度です。

資格は、都内に居住する二十歳以上の婦人で、年間四千円（予定）の謝礼をします。お申し込みは、都経済局、または、区役所経済課（内線三三二―六）へどうぞ。

料理講習会

東部区民福祉センターでは、「季節の総菜料理」講習会を開きます。ご希望のかたは、お早めにお申し込みください。

日時　三月二十七日（水）午後一時三十分から
講師　食と生活研究会主任講師　椎恵・瑞恵
定員　五十名（定員になりしだい締め切ります）
場所　東綾瀬一丁目五―一七　電話六〇五―七一〇一

日光街道交通止め

現在、国道四号線（日光街道）と東武伊勢崎線との全面立体交差化が進められていますが、このため、梅島陸橋は今月十七日から十月三十一日までに、取りこわされます。

また、鉄道橋梁設工事のため、次の区間・日時は、国道は全面通行止めされますからご注意ください。

《区間》環七道路（梅島二丁目先交差点）から、梅田一丁目先（八千代町ロータリー）交差点まで
《期間》四十三年三月二十五日

納期は四月三十日

固定資産税

新評価格を確かめましょう

四十三年度の固定資産課税の縦覧が、あなたの資産が所属する都税務事務所で行なわれています。期間は、三月一日から二十日まで。

この課税台帳には、課税の基となる評価格が登録されていますが、土地と家屋の価格については原則としてすべて縦覧かれ、償却資産は、前年度と比べて三十六日、三月三十日から三十一日の時間はいずれも前日の午後五時頃の午前六時まで。

この工事期間中は、非常に混雑が予想されますので、次の号線沿線の「う回案内」にそって路をご利用ください。

日光街道交通止め

現在、国道四号線（日光街道）と東武伊勢崎線との全面立体交差化が進められていますが、このため、梅島陸橋は今月十七日から十月三十一日までに、取りこわされます。

また、鉄道橋梁設工事のため、次の区間・日時は、国道は全面通行止めされますからご注意ください。

《区間》環七道路（梅島二丁目先交差点）から、梅田一丁目先（八千代町ロータリー）交差点まで
《期間》四十三年三月二十五日

職業訓練生募集中

都では、四月入所の職業訓練を募集しています。申し込みは三月九日まで。問い合わせは、労働局訓練課（二二二―五一一）または各職業訓練所、公共安定所へどうぞ。

なお、足立職業訓練所（八八一八二四―一二）は、六月中、綾瀬五丁目六（新築移転しま

区民教養講座

区教育委員会では、区民のかたを対象にした教養講座を開きます。ぜひおいでください。

テーマ　現代っ子の進路指導とこれ
講師　日本大学教授　伊藤
日時　三月二十二日（金）午後一時より
場所　区役所大会議室（七階）

くわしくは、足立税務事務所へどうぞ。八八二―二一一一

固定資産税

は、耐用年数に応じた減価を考して決められています。

くわしくは、足立税務事務所へどうぞ。八八二―二一一一

区民教養講座

区教育委員会では、区民のかたを対象にした教養講座を開きます。ぜひおいでください。

テーマ　現代っ子の進路指導とこれ
講師　日本大学教授　伊藤
日時　三月二十二日（金）午後一時より
場所　区役所大会議室（七階）

職業訓練生募集中

都では、四月入所の職業訓練を募集しています。申し込みは三月九日まで。問い合わせは、労働局訓練課（二二二―五一一）または各職業訓練所、公共安定所へどうぞ。

なお、足立職業訓練所（八八一八二四―一二）は、六月中、綾瀬五丁目六（新築移転しま

くらしに役立つ簡易保険

お申し込みは郵便局へ